

令和7年第12回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和7年12月8日(月) 10時00分～

開催場所 羽曳野市役所 別館2階 研修室

出席一覧表

地区名	役職	農業委員	出・欠	農地利用最適化推進委員	出・欠
東部地区	古市	松永 年實	○		
		麻 隆司	○		
		笹本 育司	○		
				松本 武博	○
	西浦	塩田 勝則	○		
		高橋 寛	○		
		井口 優	○		
				辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○	
			植野 純央	○	
			吉田 隆美	○	
				吉田 繁	○
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○	
				尼丁 正寄	○
	高鷲	会長	奥野 晋也	○	
			松本 忠久	○	
	丹比		大谷 章	○	
			小池 良夫	○	
				大谷 憲央	○

出席委員 (農業委員 14名) (推進委員 5名)

欠席委員 (農業委員 0名) (推進委員 0名)

農業委員会事務局 小池靖彦 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

・報告	第25号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	2件
・報告	第26号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	3件
・報告	第27号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について	1件
・議案	第40号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
・議案	第41号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	1件
・議案	第42号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	4件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

委 員

委 員

【開会 10：00】

事 務 局	みなさんおはようございます。開始予定時刻には少し早いのですが、みなさんお揃いですので、ただ今より令和7年第12回の農業委員会定例会を開催させていただきます。 出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。
奥野会長	皆様、おはようございます。 12月に入りまして本年も早いものであと二十日余りとなりました。ほんとに今年は秋らしさも少ないあっという間に冬が来たということですが、インフルエンザ等も流行っているそうでございますので、体調には十分注意してもらいまして新しい年を迎えて頂きたいと思います。 また、先般は農地パトロールや研修会に色々行事にご参加いただきまして本当にありがとうございました。 それでは、事務局の方より案件の概要説明よろしく願いいたします。
事 務 局	それでは、令和7年第12回農業委員会定例会の案件の概略を説明させていただきます。 まず、はじめに、報告第25号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 高鷲地区1件、埴生地区1件、計2件です。 次に、報告第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 西浦地区1件、高鷲地区2件、計3件です。 次に、報告第27号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について 西浦地区1件です。 次に、議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について 西浦地区1件です。 次に、議案第41号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 駒ヶ谷地区1件です。 次に、議案第42号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について

事 務 局	古市地区2件、駒ヶ谷地区2件 計4件です。 以上 本日まで審議いただきます案件については、報告案件が6件、議案案件が6件 合計12件となります。 なお、本日の欠席委員はございません。 それでは議長よろしく申し上げます。
奥野議長	本定例会は成立していますこと、さきほど事務局長から報告がありました。 それでは、案件に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくこと にご異議ございませんか。
委 員	異議なし。
奥野議長	それでは、本日の議事録署名委員を笹本委員と大谷章委員にお願いしたいと思います。 それでは、報告第25号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局 より説明をお願いします。
事 務 局	農地法第4条第1項第7号の届出について、ご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。 自分の土地を自分のために使用するための届出です。 1件目です。 位置図①4条届出をご参照ください。 地区名は、高鷲地区です。 対象農地は、島泉七丁目93番2 地目は、田 面積は、102㎡ 島泉七丁目94番13 地目は、田 面積は、66㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、露天駐車場で、既に転用済み案件となっております。 現地確認委員は、奥野会長です。 2件目です。 位置図②4条届出をご参照ください。 地区名は、埴生地区です。 対象農地は、野々上三丁目13番1 地目は、田 面積は、1,275㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、共同住宅新築です。 現地確認委員は、高岡副会長です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届 出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理について問題はありませ ん。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので 報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議があり ませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしく申し上げます。

	報告第26号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局より説明をお願いします。
事務局	農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてご説明をさせていただきます。 この届出は、市街化区域内の農地の権利移転と権利の設定を伴う届出となります。 1件目です。 位置図③5条届出をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。 対象農地は、西浦四丁目30番2 地目は、田 面積は、1,300㎡ 譲渡人、譲受人は、議案書のとおりです。 転用目的は、共同住宅です。 現地確認委員は、井口委員です。 2件目です。 位置図④5条届出をご参照ください。 地区名は、高鷲地区です。 対象農地は、南恵我之荘五丁目909番1 地目は、田 面積は、206㎡ 南恵我之荘五丁目909番2 地目は、田 面積は、206㎡ 譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。 転用目的は、住宅です。 現地確認委員は、松本忠久委員です。 3件目です。 位置図⑤5条届出をご参照ください。 地区名は、高鷲地区です。 対象農地は、南恵我之荘五丁目716番1 地目は、田 面積は、207㎡ 設定人、被設定人は議案書のとおりで、使用貸借権の設定となります。 転用目的は、住宅です。 現地確認委員は、松本忠久委員です。 なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理について問題はありません。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたのでご報告いたします。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。 報告第27号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について事務局より説明をお願いします。
事務局	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明についてご説明させていただきます。 生産緑地を除外したいという意向のもと、生産緑地法第10条の規定に基づく買

事 務 局	取申出を行うことを目的に、「農業の主たる従事者」であったことを証明を行うものです。 位置図⑥従事者証明をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。 対象農地は、西浦四丁目770番1 地目は、田 面積は、621㎡ 申出をする者、申出事由の生じた者、申出事由は、議案書のとおりです。 事由が生じた日は、令和7年11月7日です。 現地確認委員は 井口委員です。 現地確認をしていただきました結果、確認委員から異議ありませんでしたので報告いたします。 説明は以上となります。よろしくお願いいたします。
奥野議長	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、地元委員から異議がありましたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。 議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第40号農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明させていただきます。 これは農地の所有権移転を行うものです。 位置図⑦3条許可をご参照ください。 地区名は、西浦地区です。 申請地は、尺度14番 地目は、田 面積は、1,104㎡ 現地は南阪奈道路と大阪外環状線の交差する西浦インターチェンジの南東に位置する尺度地内に申請地がございます。 申請地につきましては現在大規模開発の予定地となっているところでございまして譲渡人、譲受人は議案書のとおりとなっております。 関係につきましては、親子でございまして、実際土地を所有している父親が実の娘さんの方に所有権を移すものとなっております。 譲受人につきましては、お父様の農業をお手伝いされておまして、露地野菜ということで、今後計画しているというふうに聞いております。 経験等は長年お手伝いをされているということもありまして、父親のサポートを受けながら続けていくということを承けていますので、耕作については問題ないと考えております。 現地確認委員は、高橋委員です。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	西浦地区の農地法第3条の規定による許可申請についてについて、地元委員いかがですか
地元委員	特に問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。

奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、西浦地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。 議案第41号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第41号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、1件ご説明申し上げます。 申請地は、駒ヶ谷地区です。 申請地におきましては、古市2182番甲 地目は、田 面積は、1,133㎡ 古市2182番乙 地目は、畑 面積は、13㎡ 古市2182番丙 地目は、畑 面積は、208㎡ 古市2183番 地目は、田 面積は、396㎡ 以上の4筆です。 貸し手と借り手につきましては議案書のとおりとなっております。 地図につきましては、⑧利用権設定をご参照ください。 利用権設定に係る以前議案において承認いただいた件でございまして、変わりましたので、設定する権利については変更が生じました。前回承認時は賃借権設定でしたが、それを使用貸借権に変更が起こったということで今回諮るものです。 設定する権利は使用貸借権です。 期間は、令和8年3月1日から令和13年2月28日までの5年間です。 以上、1件ご審議の方よろしく願いいたします。
奥野議長	西浦地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	12月4日に現地を見てきました。今のところブドウの木を切ってしまうと、これからここはワイン用のブドウを作るはずなんですけど、今からそれをやる準備をしている最中ということで、遊休地とか、放置をされないということで受けていただいてブドウを作るということで問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画(案)の承認について農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。 議案第42号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第42号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、4件ご説明させていただきます。 1件目です。 地図⑨利用権設定をご参照ください。 地区名は、古市地区です。申請地は、古市1662番1の一部 地目は、田

事 務 局	面積は、1,020㎡の一部 利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりです で、ご参照ください。 設定する権利は使用貸借権です。 期間は令和8年2月1日から令和13年1月31日までの5年間です。 申請地については、石川プラザ南東に近接する市街化調整区域内農地です。 地主は、現地は保全はされているものの少し雑草があります。以前は水稻をされて おられていると聞いております。また、借受人はマコモダケを栽培する計画で、利用 権にあった場所を探しておられ、双方合意したということになっております。 栽培履歴は2年ほどですが、計画においては特に営農に問題なく計画的にやってい ただけるものと考えております。 現地確認委員は松本武博委員です。 2件目です。地図⑩利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。 申請地は、飛鳥991番2の一部 地目は、畑 面積は、3,219㎡の一部です。 利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりです で、ご参照ください。 この件につきましては、以前に議案にて承認いただいている案件でございます。前回 の承認時は賃借権設定でしたが、それを使用貸借権に変更が生じたもので今回議 案に諮らせていただきました。 期間は令和8年3月1日から令和13年2月28日までの5年間です。 現地確認委員は、吉田隆美委員です。 3件目です。 地図⑪利用権設定をご参照ください。 申請地は、碓井三丁目 409番 地目は、田 面積は、1,322㎡ 碓井三丁目 410番 地目は、田 面積は、373㎡の2筆です。 この案件につきましては、更新案件となっております。利用権設定の期間満了を迎え るにあたり、双方継続していくものでございます。 現地については碓井地内の調整区域内農地で露地野菜の計画で現地は畝建てをさ れておられました。これまでも特段の周辺からの苦情もなく、地元としては問題ない と判断しております。 現地確認委員は、松永委員です。 4件目です。 地図⑫利用権設定をご参照ください。 申請地は、駒ヶ谷地区、菅田1383番の一部 地目は、畑 面積は、793㎡の一部と なっております。 利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりとなっ ております。 現地の方なんですけれども、場所の方が山間部となっております、アクセスがいい 方でございます。現地の状況はビニルハウスが設置されておりまして、中の状況も確 認しますと、収穫も終わっており特に荒れている様子もなく次のシーズンも引続き使
-------	--

	用できる状態と判断しております。 借りられる方につきましては、2年ほどブドウの栽培から収穫までの経験もおありになるということと、機材も揃っているということで、計画的には問題ないと判断しております。機材等もあるということで、引続き営農計画に基づいて支障なく進められるというふうに判断しております。 現地確認委員は、植野委員です。 以上4件のご審議の方よろしく願いいたします。
奥野議長	1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか
地元委員	ご主人が亡くなったと聞いてから、この畑どうするんやということで、相談をしまして、市役所の方に相談をして、貸与したらどうやと話がまとまったということで、場所的には高速の南でいい場所なんですけど、マコモダケをすると行くことで水も引けるだろうということでいいと思います。 問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか
地元委員	12月4日に現地調査に行ってきました。先ほどの所有者と転借人は同一人物で、ここにつきましては先ほどの所と違ってワイン用のブドウを耕作されておりました何とも問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	3件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか
地元委員	12月4日に現地確認に行ってきました。ちょうど本人さんがご家族と人参の種まきとスナップエンドウの植え付けをされていました。農地はきれいに管理もされており、問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。

奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。3件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	4件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか
地元委員	12月6日に現地の確認に行っていました。南向きの良好な畑がありました。ただ、アクセスが少々難ありかなという感じはありますが、借り受ける方は、ここ何回か申請があがっている方で、引続き間違いなく耕作をされると思います。 特に問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。4件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 10：30】